

会 則

中下自治会

令和6年4月1日 現在

中下自治会規則集

目 次

1. 中下自治会規約	3 頁
2. 中下自治会細則	6 頁
3. 中下自治会 個人情報取扱ルール細則	8 頁
4. 中下自治会 役員・委員推薦細則	10 頁
5. 地域防犯カメラ運用基準	12 頁
6. 山百合・中下自治会館管理運営規則	15 頁
7. 山百合・中下自治会館管理運営細則	18 頁

中 下 自 治 会 規 約

(名称及び事務所)

第1条 本会は中下自治会(以下「本会」という)と称し、事務所を会長宅におく。

(会員)

第2条 本会は相鉄中田団地開発区域及びその周辺の居住者で中下自治会加入届の受理をもつて会員とする。但し前年度時点で既に会員の者は新たな中下自治会加入届は不要とする。

(目的)

第3条 本会は町内地域住民の福祉を増進し、会員相互の親睦と文化生活の向上を期し明るく住み良い町の建設と発展に努力することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次のような事業を行う。

- 1、生活文化の向上に関する事。
- 2、保健衛生・共済親睦・災害防止・その他会員の福祉厚生を図る事。
- 3、その他、本会の目的を達成していく上で必要なこと。

(役員)

第5条 本会の運営に当たり、次の役員を置く

- 1、班長・副班長 班ごとに各1名もしくは班ごとに班長のみ1名
(班地区より各1名を選出する。班長・副班長は班地区内の持ち回りを原則とし、特段の事情がある場合は班内の協議で選出する)
- 2、会長 1名 副会長 若干名
(班長・副班長の互選または役員会に於いて会員中より選出する)
- 3、会計 1名
(班長・副班長の互選または役員会に於いて会員中より選出する)
- 4、総務 若干名
(班長・副班長の互選または役員会に於いて会員中より選出する)
- 5、部会推進委員 若干名
(原則として、各班長・副班長にて分担する。役員会または部会にて必要と認めた場合は会員の中から推薦できるものとする)
- 6、顧問・相談役 若干名
(別に定める役員会の議決により必要がある場合は、顧問・相談役に
ついて会長が委嘱することができる)
- 7、会計監査 1名以上
(別に定める役員会の議決により会員中から選出する)
- 8、正副会長、会計又は総務の任に当る者が、当該年度の班長・副班長の順番に当る時は、当該年度の班長・副班長は免除することができるものとする。この場合は、次の順番の人が班長・副班長の任に当るものとする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1、「会長」 本会を代表し、会務を総理する。
- 2、「副会長」 会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3、「会計」 会計事務を担当する。
- 4、「総務」 一般企画並びに庶務的な連絡事務、資産の管理、及び他部会に属さないことを担当する。
- 5、「会計監査」 会費が明瞭且つ公平に使用されているか確認する為年1回以上監査する。

- 6、「班長及び副班長」班長・副班長は班をとりまとめると同時に部会及び別に定める防災組織を担当し会員の意向を尊重し、会務を遂行する。

(役員任期)

第7条 役員任期は毎年4月1日より翌年3月31日とし再任は妨げない。

(機関)

第8条 本会に次の機関を置く。

- 1、「総会」総会資料の会員全戸配布をもつて総会をしたものとする。また役員会で必要と認めた場合、会長は全会員に総会出席の招集をすることができる。その場合、出席者の過半数をもつて議案の議決とする。
- 2、「役員会」会長、副会長、会計、総務、班長、副班長にて構成し、会長がこれを招集する。但し、会長が必要と認めるときは保護者会、長寿会代表、スポーツ推進委員、青少年指導員等を構成員とすることができる。
- 3、「部会」本会の目的を達成するため次の部会をおき、別に定める事業を行う。但し役員会が必要と認めた場合は臨時部会をおくことができる。
 - (1) 文化部
 - (2) 体育部
 - (3) 福祉厚生部
 - (4) 保健衛生部
 - (5) 防火防犯部
 - (6) 交通道路部
 - (7) 女性部
 - (8) 花壇運営部
- 4、「会計監査」

(議決)

第9条 総会は、本会存続に関わる事項など特に重要な事項を審議する。

(役員会)

第10条 役員会は、予算・決算・規約改正・事業(活動)内容等、本会の運営に必要な具体的事項を審議決定し、出席役員の賛成多数をもつて議決とする。

(連合自治会役員及び所轄官庁委員の選出)

第11条 候補者の選出方法については、その都度会員中から会長が指名し、役員会で確認する。

(資金及び会計)

第12条 本会の資金は、会員の拠出金及びその他、補助金、寄付金をもって充当する。

(会費)

第13条 会員は、6ヶ月分を当初月末迄に前納し、別に定める金額をその月の会費として拠出しなければならない。又、役員会の決定により臨時会費も徴収することができる。

- 2、前項の会費は返納しない。但し、会員が当自治会から転居するときは別紙「中下自治会細則、会費細則1」のとおりとする。

(資金の保管)

第14条 本会の資金は銀行その他に預金する事を原則とする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(個人情報の取扱い)

第16条 本会の個人情報取扱いについては別に定める細則に則り取扱う。

(細則の制定)

第 17 条 本会則の施行のために必要な細則は役員会にて定める。

(附則)

- 1、 この規約は昭和 52 年 7 月 1 日より施行する。
- 2、 この規約は昭和 55 年 7 月 1 日一部改定する。
- 3、 この規約は昭和 60 年 4 月 1 日一部改定する。
- 4、 この規約は昭和 62 年 4 月 1 日一部改定する。
- 5、 この規約は平成 8 年 4 月 1 日一部改定する。
- 6、 この規約は平成 23 年 10 月 1 日一部改定する。
- 7、 この規約は平成 24 年 4 月 1 日一部改定する。
- 8、 この規約は令和 2 年 4 月 1 日一部改定する。
- 9、 この規約は令和 4 年 4 月 1 日一部改定する。
- 10、 この規約は令和 6 年 4 月 1 日一部改定する。

中下自治会細則

1 会費細則

一世帯当たり月額 300 円とする。

入居者については翌月分から徴収し、転居する者については当月分まで徴収する。

2 部会事業細則

自治会規約第 5 条第 5 項及び第 8 条第 3 項の規定に則り、各部は次の事業を行う。
役員の構成員は、原則として部長・副部長とし、部員を役員とする場合は、部会の推薦により、役員会で承認を得るものとする。

1、文化部

①地域社会の明朗化をはかることを目的として青少年の育成、地域住民の文化の向上、その他地域グループ活動の推進等に関することを担当する。

②部長 1 名、副部長及び部員を若干名おくことができる。

2、体育部

①地域社会の明朗化をはかることを目的として青少年の育成、地域住民の体育の向上、その他地域グループ活動の推進等に関することを担当する。

②部長 1 名、副部長及び部員を若干名おくことができる。

3、福祉厚生部

①敬老会等社会福祉並びに福祉厚生に関する事を担当する。

②部長 1 名、副部長及び部員を若干名おくことができる。

4、保健衛生部

①行政機関との連絡調整をはかり公衆衛生に関することを担当する。

②部長 1 名、副部長及び部員を若干名おくことができる。

5、防火防犯部

①消防、警察機関等と連絡をはかり、防火防犯に関する事、夜間の町を明るくする運動に関する事を担当する。

②部長 1 名、副部長及び部員を若干名おくことができる。

6、交通道路部

①道路に関する事、安全交通に関する事を担当する。

②部長 1 名、副部長及び部員を若干名おくことができる。

7、女性部

①地域内女性相互の親睦をはかり、女性視点で自治会活動に参加・運営する。

②部長 1 名、副部長 3 名とし、部員を若干名おくことができる。

8、花壇運営部

①三角花壇の運営を担当し、地域の美化向上につとめる。

②部長 1 名、副部長及び部員を若干名(活動員)おくことができる。部員(活動員)は会員中より役員会にて選任することができる。

3 厚誼細則

1、香典

①会員及び同居の親族が死亡したとき花輪と 5,000円
但し未成年者は 3,000円

2、災害見舞金 全焼 5,000円
半焼 3,000円

3、その他役員会で必要と認めたとき合議の上定める。

(附則)

- 1、この細則は、昭和 52 年 7 月 1 日より施行する。
- 2、この細則は、昭和 55 年 7 月 1 日一部改定する。
- 3、この細則は、昭和 60 年 4 月 1 日一部改定する。
- 4、この細則は、平成 8 年 4 月 1 日一部改定する。
- 5、この細則は、平成 23 年 10 月 1 日一部改定する。
- 6、この細則は、平成 24 年 4 月 1 日一部改定する。
- 7、この細則は、令和 4 年年 4 月 1 日一部改定する。
- 8、この細則は、令和 6 年年 4 月 1 日一部改定する。

以上

中下自治会 個人情報取扱ルール細則

(目的)

第1条 この取扱ルールは、中下自治会（以下「本会」という）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めなければならない。

(周知)

第3条 本会は、この取扱ルールを、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知しなければならない。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、本会会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、本会役員及び中下防災組織役員・中田中防災拠点運営委員会役員及び、要援護者を支援する者とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取得)

第7条 本会の個人情報取得に関しては以下とする。

- 1、会長が「中下自治会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得する。
- 2、要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得する。
- 3、本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項等で会員が同意する事項とする。
- 4、本会が配付する中下自治会員名簿に記載する個人情報は、氏名、住所、連絡先などで会員が同意する事項とする。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に際して利用する。

- 1、会費の請求、管理、その他文書等の送付など
- 2、会員名簿の作成及び本会の区域図の作成
- 3、入学・卒業・進級祝、敬老祝等の対象者の把握
- 4、災害等の緊急時における支援活動

(管理)

第9条 個人情報の管理については以下とする。

- 1、本会会長又は本会会長が指定する本会役員が保管するものとし、適正に管理する。
- 2、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

(提供)

第 10 条 個人情報、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで

第三者（委託・共同利用の相手方を除く）に提供しない。

- 1、会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- 2、法令に基づく場合
- 3、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 4、公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- 5、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 11 条 取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く）に提供したときは

法第 29 条に定める第三者提供に係る記録を作成し、保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 12 条 取扱者は、第三者（県・市役所・区役所を除く）から個人情報の提供を受け

るに際しては、法第 30 条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し、保存する。

(開示)

第 13 条 1、会員は、第 7 条の規定に基づき保有している会員本人の個人情報について

管理者に対し開示を請求することができる。

- 2、管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第 33 条第 2 項に該当する場合を除き、本人に開示する。

(個人情報の訂正等)

第 14 条 1、会員は、第 7 条に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し

訂正等を求めることができる。

- 2、前項の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行うこと。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとする

(漏えい発生時等の対応)

第 15 条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握

した場合は、管理者に連絡すること。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行うこととする。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第 16 条 本会における、開示請求及び苦情相談窓口は、本会会長とする。

(附則)

- 1、この細則は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

中下自治会 役員・委員推薦細則

(目 的)

第1条 この細則は、中下自治会規約(以下規約という)第5条の役員、役員の選出方法及び第11条中田連合自治会役員及び所轄官庁委員の選出について、その選出方法を補完するために定めるものである。

(役員・委員推薦委員会)

第2条 本会会長は規約第5条第2項の会長・副会長、第3項の会計、第4項の総務、第7項の会計監査及び、規約第11条の中田連合自治会役員及び所轄官庁委員の選出、その他自治会活動に必要とされる役員・委員の推薦について、役員・委員推薦委員会(以下委員会という)を必要により設置することができる。

(役員・委員の選出・推薦・委嘱)

第3条 役員・委員の選出・推薦・委嘱については、規約第5条及び、第11条に則り行うものとする。

(委員会の構成及び委員の任期)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

自治会から会長、副会長の内1名、総務の内1名、女性部1名、長寿会1名、保護者会1名、自治会長歴任者の中から1名の計7名で構成し、任期は1年間とする。なお、本会に委員長、副委員長を各1名置く。委員長は長寿会からの推薦者副委員長は自治会総務の本会委員とする。

(役員・委員の推薦)

第5条 委員会は、次の役員・委員を推薦し、役員会に提案又は、報告する。

1. 規約第5条関係

- (1) 自治会 会長 1名 副会長 若干名
- (2) 会計 1名
- (3) 総務 若干名
- (4) 会計監査 1名

2. 規約第11条関係

- (1) スポーツ推進委員 任期2年 再任を妨げない。但し年齢制限あり。
- (2) 青少年指導員 任期2年 再任を妨げない。
- (3) 保健活動推進員
- (4) 環境事業推進員
- (5) その他

3. その他委員

- (1) 山百合・中下自治会館運営委員および同事務局
- (2) 中下青少年広場 管理者
- (3) 第五公園愛護会会長（長寿会会長の推薦による）
- (4) 三角花壇の管理者
- (5) その他自治会活動において必要と認められる委員

（ 役員 ）

第6条 前条第1項及び、第3項の事項は12月から開催する。また、前条第2項の事項についてはその都度開催する。役員会への提案・報告は、委員会において決定次第その都度速やかに行うものとする。緊急を要する場合または役員会の開催時期に符号しない時は、次回役員会に報告することにより足りるものとする。

（ 委員会開催の省略 ）

第7条 第5条の役員・委員の就任について、会員自ら受諾の意思が自治会長または委員会の委員に申出がなされた場合について、委員会の正副委員長及び自治会長は協議の上、当該会員が適任と認められた場合、前第3条の手続きに則り行うこととし、当委員会の招集は省略することができるものとする。

（ 委員会委員の役員・委員の推薦の効力 ）

第8条 当委員会の委員が前5条の役員・委員に推薦されたとしても、当委員会の委員は継続するものとする。

（ 委員会の推薦に該当しない委員 ）

第9条 民生委員等、特別に推薦委員会が設置される役員・委員の推薦については、この委員会には該当しないものとする。但し、当該推薦委員会の委員を推薦する場合は、本細則を適用することができるものとする。

（ 委員の守秘義務 ）

第10条 この委員会の委員は、会議の経過等の守秘義務を負うものとする。

なお、本委員会の議事録は原則作成しないこととし、作成する場合には、次の項目とし、会議の内容は一切記録しないものとする。①推薦する会員名及び役職名
②開催日時、③開催場所、④出席者の氏名。

（ 附則 ）

- 1、この細則は平成23年10月1日から施行する。
- 2、この細則は平成27年 4月1日一部改定する。
- 3、この細則は令和 2年 4月1日一部改定する。
- 4、この細則は令和 4年 4月1日一部改定する。
- 5、この細則は令和 6年 4月1日一部改定する。

地域防犯カメラ運用基準

1 目的

この運用基準は、地域防犯カメラの設置及び運用に関し、中下自治会(以下、当自治会という)が遵守すべき事項を定めることにより、犯罪の未然防止と、プライバシーの保護との調和を図り、適切な運用管理を行うことを目的とする。

2 定義

(1) 地域防犯カメラとは、地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人物の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラをいう。

(2) 画像データとは、地域防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。

3 地域防犯カメラの設置場所・撮影区域

地域防犯カメラの設置場所・撮影区域は別紙のとおりとし、当該地域防犯カメラを用いて以下の事項をおこなってはならない。

(1) 特定個人及び建物等を撮影対象とすること。

(2) モニター等を利用して常時監視を行うこと。

4 管理運用委員会の設置

地域防犯カメラの管理運用を適切に行うため「中下自治会地域防犯カメラ管理運用委員会(以下「管理運用委員会」という)を以下のとおり設置する。

(1) 管理運用委員会は、当自治会の正副会長及び総務委員を含む委員10名以内で構成する。

(2) 委員の中から、委員長、副委員長、各1名を選任し、委員長は、自治会長が担うものとする。

(3) 管理運用委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主催する。

(4) 管理責任者は管理運用委員会の委員長とし、委員長に事故等がある時はその事務を副委員長が代行する。

5 管理運用委員会の責務

地域防犯カメラの管理運用は、管理運用委員会が行うものとし、次項以下に定める事項を順守するものとする。

6 地域防犯カメラの設置の表示

管理責任者は、設置区域内の見やすい場所に、地域防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示する。

7 画像データの保存・取扱い

管理責任者は、画像データが外部に漏れることのないよう、以下のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

(1) 地域防犯カメラ等の操作担当者の指定

管理責任者は、必要であると判断する場合は、地域防犯カメラ及び録画装置の操作を行う担当者を指定するものとし、管理責任者及び指定された担当者以外の操作を禁止する。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他安全管理を徹底するために、保存期間は7日以内とする。以降のデータは直ちに上書き消去されるものとし、 unnecessaryな画像データの保存は行わない

(3) 画像データの管理

地域防犯カメラの画像データを記録した記録媒体(SDカード、ハードディスク等)やパソコンについては、施錠等の方法により保護された環境のもとで保管し、原則として、「9」の場合を除き画像の閲覧、複写の加工、外部への持ち出しは禁止するものとする。

(4) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うものとする。

8 目的外利用の禁止

管理運用委員会は、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

9 画像データ等の外部に対する情報提供

前項の規定にかかわらず、次の1つでも該当するときは画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができるものとする。なお、画像データ等の提出を求めるときは書面によるものとする。

ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときはこの限りではない。

- (1) 法令の定めるところによる事態が起きたとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定めるところの事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

10 画像データ等の閲覧

「9」の規定に基づき、第三者に閲覧させる場合は、以下の手順に則り行うものとする。

- (1) 閲覧を求める者は、管理運用委員会へ書面による申請をし、承認を得なければならない。
- (2) 閲覧の日時、閲覧の目的、閲覧者及び画像の範囲（日時・場所）などを利用閲覧簿に記載する。閲覧については、2名以上の委員の立ち会いのもと行うものとする。

11 画像データ等の等の持ち出し

前9の規定に基づき、画像データ及び画像の持ち出しを行う場合は、以下の手順により行うものとする。

- (1) 持ち出し作業については、管理運用委員会へ申請し、承認を得なければならない。
- (2) 持ち出し作業は、2名以上の委員立ち会いのもと行うものとする。
- (3) 持ち出しの日時、持ち出しの目的、持ち出し者及び画像の範囲（日時・場所）などを持ち出し簿に記載する。
- (4) 持ち出した画像データ及び画像は、使用後速やかに管理運用委員会へ返却しなければならない。

12 苦情等の処理

管理責任者は、当該地域防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応しなければならない。

13 保守管理について

管理運用委員会は、地域防犯カメラの保守管理について委託する場合、秘密保持についての誓約書を提出させ、委託契約書を管理運用委員会と締結した保守管理業者のみに、保守管理業務を行わせるものとする。

14 その他

この規定に定めがない事項が発生した場合は、管理運用委員会が協議して対処する。また、前事項等が緊急を要する場合は、管理運用責任者の指示に従って処理する。

附 則

- 1 この運用基準は令和元年12月7日から施行する。
- 2 この運用基準は令和4年4月1日一部改定する

以上

山百合中下自治会館管理運営規則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、山百合中下自治会(以下「自治会」という)所有の自治会館の管理運営を円滑に行うために設けるものである。

(会館の呼称)

第 2 条 本会館は、山百合中下自治会館(以下「会館」という)と称する。

(会館の定義)

第 3 条 会館は会員の文化生活の向上発展と福祉の増進を図るとともに、会員の親睦を高める場として会議会合、サークル活動等の利用に供するため会員の合意に基づく出資により設置した建物およびその他付帯設備をいう。

(会館の所在地)

第 4 条 会館の所在地は、横浜市泉区中田西 3 丁目 1 4 番 1 号とする。

第 2 章 管理運営

(権利証の保管)

第 5 条 権利証の保管は自治会長が保管する。

(免税の手続き)

第 6 条 固定資産税等の免税手続きは運営委員長が行う。

(火災保険の加入)

第 7 条 会館の火災保険は限度額まで加入し、その手続きは運営委員長が行う。

(特別会計)

第 8 条 会館設立に要した費用および設立後の管理は、特別会計帳簿を作成して会計管理を行う。尚本会計は一般会計と同年度として会員に報告する。

(運営委員会)

第 9 条 会館の運営を民主的に行うため、運営委員会(以下「委員会」という)を組織する。

(委員会の構成および委員の任期)

第 10 条 委員の構成は、自治会長、会計、女性部長およびその他適任者により組織する。

- ① 定員は 10 名とし、自治会の役員会で会員中より選出する。
- ② 委員の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。
- ③ この会に事務局を若干名おく。

(委員会の権限)

第 11 条 委員会は、会館運営の管理監督ならびに決定権を持つ。なお委員会の運営についての詳細は別に定める。

第 3 章 会館使用

(使用の申請)

第 12 条 会館の使用を希望するものは所定の申請書により、原則として 2ヶ月前より 1週間前に申請するものとする。

(使用の許可)

第 13 条 会館の使用は自治会活動に支障の無い限り許可するものとし、会員は平等の使用権利を有し使用は申し込み順とする。但し緊急の場合はこの限りではない。
なお次の項目に該当する場合は、委員会は許可を与えないことが出来る。

- ① 騒音、その他近隣に迷惑をかける恐れのあるとき。
- ② 自治会の承認を得ない営利事業。
- ③ その他管理上に支障のある場合。

(使用時間)

第 14 条 会館の使用時間は原則として次の通りとする。
午前 8 時から午後 10 時までとする。
ただし、委員会で認めた場合はこの限りではない。

第 4 章 その他

(経費負担)

第 15 条 会館を使用するものは、別途定める使用料を納める。
なお、自治会活動に伴う会議、行事等で使用する場合は無料とし、その他委員会で特に認めたものは、免除減額することができる。

(使用者の義務)

第 16 条 会館を使用するに際し、次のことを守るものとする。

- ① 使用責任者を決めること。
- ② 使用時間を守ること。
- ③ 使用に当たっては、器具、備品等を丁寧に取扱い室内汚損しないこと。
- ④ 火気使用には特に注意し、後始末を完全に行うこと。
- ⑤ 使用終了後は、後片付けおよび清掃を行うこと。
- ⑥ その他、委員会の指示に従うこと。

(その他)

第 17 条 横浜市の委託を受けて実施する中田学童保育所の施設貸与に関する条件については会館運営委員会と中田学童保育所運営委員会と毎年取り決めをする。

第 18 条 使用者が故意もしくは重大な過失により施設および物品を破損または滅失したときは、その損害を賠償するものとする。

第 19 条 この規則に定められていない事項は委員会で協議決定し、自治会役員会の承認を得るものとする。

また、この規則の改廃は自治会役員会の議決により決めものとする。

附則 この規則は昭和 55 年 12 月 19 日より施行する。

- 1、平成 6 年 5 月 一部改定
- 2、平成 8 年 5 月 一部改定
- 3、平成 10 年 7 月 一部改定
- 4、平成 21 年 4 月 一部改定
- 5、平成 23 年 4 月 改廃

山百合中下自治会館管理運営細則

1 会館の使用料は下記の通りとする。

	使用条件	時間(回数)	1室の料金	全室の料金
1	規則第15条に定める活動		無料 または減額	無料 または減額
2	会員が個人的に使用する場合	1回4時間以内	500円	1,000円
		1回4時間超の時	750円	1,500円
3	会員以外が使用する場合	1回4時間以内	1,000円	2,000円
		1回4時間超の時	1,500円	3,000円
4	営利事業に使用する場合	1回4時間以内	2,000円	4,000円
		1回4時間超の時	3,000円	6,000円
5	会員による定期使用の場合	月4回以内	1,500円	2,500円
		月4回超の時	2,500円	3,750円
6	会員以外の定期使用の場合	月4回以内	3,000円	5,000円
		月4回超の時	5,000円	7,500円

2 会員使用の定義

会員扱いの利用料金は、そのグループ・団体の参加者に山百合中下自治会の居住者が3分の2以上の場合とし、3分の2未満の場合は、会員以外の利用料金とする。これを担保するため、委員会はグループ・団体の参加者名簿の提出を求めることが出来るものとし、これを拒んだ時は、会員以外の使用料金を徴収するものとする。また虚偽の申請をした場合も同様とする。

3 自己都合のキャンセルは返金しないものとする。

4 土曜日、日曜日は原則として自治会のみ使用とし、1室の場合は1週間前から、全室は3日前から予約可能とする。

以上